

最近の判例から (2)

施設経営会社の土地工作物責任が否定され、 所有者の土地工作物責任が肯定された事例

(東京地判 平18・9・26 判時1971—133)

温泉浴場にあるエレベーターの扉に、入浴客が挟まれて負傷した事故について、浴場経営会社の土地工作物責任が否定され、所有者の土地工作物責任が肯定された事例（東京地裁 平成18年9月26日判決 一部認容、一部棄却 控訴 判例時報1971号133頁）

1 事案の概要

Y株式会社（以下「Y社」という。）は、Y社の代表取締役（以下「Y個人」という。）が所有する建物において、温泉浴場（以下、その施設を「本件施設」という。）を経営しており、そこには不特定多数の入浴客が出入りしている。

平成16年8月30日、入浴客の一人であるXが、本件施設の二階において、エレベーター（以下「本件エレベーター」という。）の扉に胸を挟まれるかたちになって、かつ、扉はすぐには開かなかったという事故（以下「本件事故」という。）が起こった。Xは、そのとき、受付に行って、エレベーターの扉に挟まれた旨を告げたが、応急手当等はせずに本件施設から退出した。

Xは、平成16年9月6日以降、翌年3月15日まで、A整形外科とB病院に通院、治療を受けた。

Xが、上記通院、治療は、本件事故により負傷したことに起因するものであると主張して、Y会社に対しては債務不履行、不法行為ないし民法717条本文に基づき、Y個人に対

しては民法717条但し書に基づき、損害賠償の支払いを請求したものである。

なお、Xは、本件事故以前の平成15年2月から、A整形外科で「変形性頸椎症」「左肩関節周囲炎」の治療を受けていたが、約1ヵ月後に、通院を止めており、A整形外科における「転帰」欄には「治癒」ではなく「中止」とされている。

Xが請求した233万円余の内訳は、以下のとおりである。

治療費	13,370円
通院交通費	3,440円
文書料	7,890円
休業損害	913,215円
傷害慰謝料	1,186,666円
弁護士費用	210,000円

2 判決の要旨

争点は、①Y会社の本件施設の管理について不十分な面があるか。本件施設の設置、保存に瑕疵があるか。②因果関係のある損害の成否及び額（過失相殺事由の有無、素因減額の可否の問題を含む）であった。

裁判所は、次のように判示し、Xの請求について884,739円を限度として認容した。

(1) Xら四人が本件エレベーターから降りた際、エレベーターの扉が、通常のエレベーターより高速で閉まったため、最後に降りようとしたXが胸を挟まれるかたちになり、かつ、扉がすぐには開かなかった（た

だし、数秒もしないうちに開いた) ことが認められ、本件事故は、エレベーターのドアの開閉時間、セフティシュー及び過負荷ドア反転装置(かごドア先端に乗降する人が触れたり、挟まった場合にドアを反転させる)の作動状況等の要因が重なって生じたものであることが推認される。そして、本件施設が温泉施設であり、顧客が薄い館内着を着用することがあることを考慮すれば、このような状況が生じたことは、施設の設置・保存の瑕疵といわざるを得ない。

しかしながら、本件施設において、本件事故以前には同様の事故はなかったことが認められ、このような状況のもとでは、Y社としては、専門業者にメンテナンスを任せることで、損害の発生を防止するのに必要な注意を尽くしたものであるべきである。

したがって、Y会社に賠償責任はなく、民法717条但し書に基づくY個人の責任のみが認められる。

- (2) Xには本件事故直後も肉眼で確認できるあざなどは生じておらず、初診時、皮下出血は認められない。レントゲン検査でも、骨折や外傷変化を示す所見は得られていない。Xに、首の部分の痛みや右肩甲骨痛等の症状が生じたのは、既往症である変形性頸椎症の寄与が大きいというべきであるが、本件事故の態様から、肋軟骨の損傷は認められる。

Yらは、Xが安全確認を怠ったなどとして、過失相殺がなされるべきと主張するが、(1)の事故態様はXの予想できる範囲を超えており、過失相殺事由を認めることはできない。

以上を総合すると、民法722条2項の類推適用により、四割の減額をすべきである。

- (3) 損害について

治療費	13,370円
通院交通費	3,440円
文書料	7,890円
休業損害	366,532円
通院慰謝料	950,000円

休業損害については、専業主婦であるXの家事につき制約が生じたとして、賃金センサスの年収額の20%を認め、慰謝料については、総合勘案のうえ上記額を相当として認める。そして、合計1,341,232円について、素因減額により四割を減じ、804,739円を相当とした。別に、

弁護士費用	80,000円
-------	---------

3 まとめ

民法717条は、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」と規定しており、ここでいう設置又は保存に瑕疵があるとは、工作物が通常有すべき安全性を欠くことをいうものと解されている(最二判昭和46年4月23日)。本件では、設置・保存に瑕疵があるとされたものの、占有者であるY社について損害の発生を防止するのに必要な注意は尽くしたと認定されたため、所有者であるY個人に、同条但し書に基づく責任のみが認められた。近時、エレベーターやエスカレーターによる事故が増えており、管理責任のみならず、所有者責任も問われる点に留意する必要がある。